○厚生労働省告示第四百九十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第九中「アダリムマブ製剤」を「アダリムマブ製剤　遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四百九十三号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

第十第一号中「第二十条第二号ヘ」を「第二十条第二号ト」に、「第二十条第三号ト」を「第二十条第三号ヘ」に、「及びダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）」を「、ダルベポエチン（在宅血液透析又は在宅腹膜灌流を行っている患者のうち腎性貧血状態にあるものに対して使用する場合に限る。）及び遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤」に改める。

○農林水産省告示第千七百五十五号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

表第一項第一号中「スイフト・アルモール会社のロサリオ工場」を「ジェービーエス・アルゼンチン会社」に改め、同項第五号中「スイフト・アルモール会社」を「ジェービーエス・アルゼンチン会社」に改め、同項中第十四号及び十五号を削り、第十六号を第十四号とし、第十七号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同項中第二十一号を削り、第二十二号を第十九号とし、第二十三号から第三十九号までを三号ずつ繰り上げ、第四十号を第三十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十八　サイアム・プリザーブ・フーズ株式会社の登録番号第百三十七号の施設（タイ・ラーチャブリー県ポータラーム郡所在）

表第一項中第四十一号を第三十九号とし、第四十二号を第四十号とし、第四十三号を第四十一号とし、同項第四十四号中「シーピー・米久株式会社」を「シーピーエフ・プレミアム・フーズ株式会社」に改め、同号を第四十二号とし、同項中第四十五号を第四十三号とし、第四十六号から第五十四号までを二号ずつ繰り上げ、第五十五号を削り、第五十六号を第五十三号とし、第五十七号を第五十四号とし、同項第五十八号中「北京神州摩奇食品飲料有限公司」を「北京二商摩奇食品有限公司」に改め、同号を第五十五号とし、同項中第五十九号を第五十六号とし、第六十号を第五十七号とし、同項第六十一号中「天津金鑫食品有限公司」を「天津市東田食品加工有限責任公司」に、「西青区小南河村」を「津南区双橋河鎮欣旺路八号」に改め、同号を第五十八号とし、同項中第六十二号を第五十九号とし、第六十三号から第六十九号までを三号ずつ繰り上げ、第七十号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　康保県百緑肉類有限責任公司第二加工厂の登録番号第一三〇〇／〇三一五二号の施設（中華人民共和国・河北省康保県城工業街

表第一項中第七十一号を削り、第七十二号を第六十九号とし、第七十三号を第七十号とし、第七十四号を第七十一号とし、同項第七十五号中「河北食品進出口集団正定天洋冷凍食品厂」を「河北正隆食品場」に改め、同号を第七十二号とし、同項中第七十六号を第七十三号とし、第七十七号を第七十四号とし、第七十八号を第七十五号とし、同項第七十九号中「瀋陽畜禽加工実業公司」を「瀋陽贏徳食品有限公司」に、「新城子区財落鎮大辛二村」を「陽北新区財落街道大辛二村」に改め、同号を第七十六号とし、同項中第八十号を第七十七号とし、第八十一号から第八十三号までを三号ずつ繰り上げ、第八十四号を第八十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十二　遼寧孚興食品有限公司の登録番号第二一〇〇／〇三二〇三号の施設（中華人民共和国・遼寧省瀋陽輝山農業高新技術開発区聚農路三十号所在）

表第一項中第八十五号を第八十三号とし、第八十六号を削り、第八十七号を第八十四号とし、第八十八号から第九十二号までを三号ずつ繰り上げ、第九十三号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　上海福喜食品有限公司の登録番号第三一〇〇／〇三〇三二号の施設（中華人民共和国・上海市嘉定区陳宝路五十八号馬陸工業城内所在）

表第一項中第九十四号を第九十二号とし、第九十五号を削り、第九十六号を第九十三号とし、第九十七号から第百一号までを三号ずつ繰り上げ、同項第百二号中「揚州市経済開発区振興路一号」を「江蘇省揚州開発区邗江中路百三十五号」に改め、同号を第九十九号とし、同項第百三号中「秋涛路百九十八号」を「余杭区崇賢鎮鴨蘭村」に改め、同号を第百号とし、同項第百四号中「浙江斎山速凍厂」を「浙江銀河食品有限公司」に改め、同号を第百一号とし、同項中第百五号を第百二号とし、第百六号を第百三号とし、同号の次に次の一号を加える。

百四　福建聖農食品有限公司熟食加工厂の登録番号第三五〇〇／〇三〇二三号の施設（中華人民共和国・福建省光澤県十里鋪所在）

表第一項中第百七号を削り、第百八号を第百五号とし、第百九号から第百二十三号までを三号ずつ繰り上げ、同項第百二十四号中「烟台龍大食品有限公司龍栄工厂」を「烟台龍栄食品有限公司」に改め、同号を第百二十一号とし、同項第百二十五号中「烟台龍大食品有限公司第三工厂」を「山東豊龍食品有限公司」に改め、同号を第百二十二号とし、同項中第百二十六号を第百二十三号とし、第百二十七号から第百三十号までを三号ずつ繰り上げ、第百三十一号を削り、第百三十二号を第百二十八号とし、第百三十三号から第百三十五号までを四号ずつ繰り上げ、第百三十六号を第百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十三　栄成神農食品有限公司の登録番号第三七〇〇／〇三三八二号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市俚島鎮南我島村所在）

表第一項中第百三十七号を第百三十四号とし、第百三十八号を第百三十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

百三十六　山東尽美食品有限公司熟制品車間の登録番号第三七〇〇／〇三四〇九号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市密州路東首所在）

百三十七　山東華誉集団食品加工厂の登録番号第三七〇〇／〇三四一二号の施設（中華人民共和国・山東省東営市広饒県花官郷政府駐地所在）

表第一項中第百三十九号を第百三十八号とし、第百四十号を第百三十九号とし、第百四十一号を第百四十号とし、第百四十二号を削り、第百四十三号を第百四十一号とし、第百四十四号を削り、第百四十五号を第百四十二号とし、第百四十六号から第百五十号までを三号ずつ繰り上げ、第百五十一号を削り、第百五十二号を第百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十二　日照恒宝食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇八四号の施設（中華人民共和国・山東省莒県工業園区瀧坊路所在）

百四十九　青島華盛楼食品有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇一六号の施設（中華人民共和国・山東省青島平度市南村鎮駐地所在）

表第一項中第百五十二号を第百五十号とし、第百五十三号を第百五十一号とし、同号の次に次の一号を加える。